

定例教育委員会

- 1 日 時 平成25年5月21日(火) 午後5時30分から午後7時40分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3階 特別会議室
- 3 出席委員 青島委員長 田中委員 江間委員 杉本委員 飯田教育長
- 4 出席職員 事務局長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長
文化財課長 こども課長 市民活動推進課長

- 5 傍 聴 人 0人

教育委員会が決定したもの(議決事項)

- 1 磐田市社会教育委員の委嘱について
(市民活動推進課長)

それではよろしく申し上げます。

差替え資料の2ページをご覧いただきたいと思います。今回の社会教育委員の委嘱については、任期満了に伴い委嘱するものであります。社会教育委員については社会教育法第15条の規定により、教育委員会が学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のあるものの中から委嘱するとされております。本市におきましては、磐田市社会教育委員条例の規定によりまして、磐田市教育委員会から委嘱をしていただくようになっています。任期につきましては、平成25年6月1日から平成27年5月31日までの2年間になります。委嘱する委員の人数でございますが、12名で前期に比べまして4名の減となっております。これは従来、合併に伴いまして旧町村で社会教育委員であった方4名を新市の社会教育委員に委嘱をしまいましたが、合併して8年という年数が経過しておりますので、そういうことを考慮して、減員としたものでございます。新たに委嘱を予定しております12名のうち7名が新任となっております。以上です。よろしくお願いいいたします。

<質疑・意見>

Q 社会教育委員会は年間何度くらい会議を開催していますか。

A 1年間で大体6回程度開催をさせていただいております。2年間共通して同じ題材について御審議をいただいて2年後に提言というような形で御意見をいただくやり方にしています。

審議の結果、本議案は承認されました。

- 2 磐田市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(こども課長)

追加資料をお渡しします。よろしくお願いいいたします。

磐田市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

磐田市では幼稚園に通う園児の保護者に対し、経済的負担を軽減し幼稚園教育の振興を図るため保育料を減免する制度を国の補助を受けて行っております。基準については、国の幼稚園就園奨励費補助ということで、その内容に準じて行っているところでございます。今回の改正につきましては、平成 24 年度に年少扶養控除というものが廃止されたことを考慮しまして、昨年度の補助金において、前年度年少扶養控除が廃止となる前と比べて、極力不利益が生じないよう国が示したモデル世帯方式で対応をすることとしておりました。国が示したモデル世帯方式というのは夫婦共働きで、子どもが二人の世帯を想定したモデルでございました。

しかしながら、このモデル世帯方式で対応するとなると子ども 2 人世帯では不利益が生じないのですが、子どもが 3 人以上の世帯になると不利益が生じてしまうということが発生しました。こうした事態を受け、年少扶養控除廃止の影響により子ども 3 人以上世帯が不利益とならないように、子どもの人数に応じて基準額を設定する簡便な調整方式が新たに国より提示されたということで、この簡便な調整方式に準じまして市の規則を改正するものでございます。今お配りした表をご覧くださいただければと思いますが、市立幼稚園の保育料の減免と裏面に私立幼稚園就園奨励費補助金の両面に二つの表がございます。まず、今回については磐田市立幼稚園保育料の減免という面をご覧くださいいただきたいと思います。そこの階層区分の上から 4 つ目、市民税所得割課税額が第 1 基準額以下の世帯、そして 5 つ目、市民税所得割課税額が第 1 基準額を超え第 2 基準額以下の世帯、それから一番下の市民税所得割課税額が第 2 基準額を超える世帯、この 3 つが新たに改正になりました。

改正前は、所得割課税額が 50,600 円以下の世帯、所得割課税額が 50,600 円を超え、59,600 円以下の世帯というように金額を決めていたのを第 1 基準額、第 2 基準額となっています。第 1 基準額とは下に書いてあるように 16 歳未満の扶養親族数 × 21,300 円と 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数 × 11,100 円プラス 8,000 円というような扶養親族の数に応じた区分を設けたということでございます。

なお、保育料の減免の額につきましては国の示す基準で変更がなかったため、今の階層区分の表示の仕方を変更したということで金額については特に変わっておりません。一番下の別表第 2 の第 3 子以降保育料全額とございますが、これにつきましては 3 人以上就園している場合については所得税額に関係なく、全額減免するという基準が新たにここだけ国で設けられましたので、これを追加したものでございます。実績でございますが、昨年の実績で言いますと 122 人に対しまして 4,220,000 円の減免を行っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

< 質疑・意見 >

Q 今、幼稚園というのは年少・年中・年長と 3 学年ですが、例えば 1 世帯で 3 人以上幼稚園に通園しているご家庭、双子さんとかがいる場合がありますか。

A 3 人年子と双子とかという時に 3 人いるのかということですね。

Q 実際にどのくらいいらっしゃるのかわかりますか。そんなに多くないと思いますが。

A 双子の世帯はおられるかと思いますが、まったくゼロということはないかと思いますが、しません。調べてございません。

Q 国の補助を受けてということは、減免した分が補助として入ってくるということですか。

A 市に入ってきます。国の補助率が 1/3 ですので、1/3 が入ってきて 2/3 が市の負担をして減免をしていくということになります。

Q 減免の金額のうちの1/3が国からで、2/3は市からということですね。これは他市でも同じですか。

A 公立の場合は、市によって保育料が違います。生活保護世帯でありますとか、市民税の非課税世帯でありますとかというところは全額減免しています。これは違いがないのですが、その中間のところの金額については保育料の兼ね合いについて料金自体は若干変わってくるというのが現状であります。

Q お母さんは働いていないけれども、お母さんが例えば精神疾患とか何らかの理由で子育てが出来ない状況で保育園に預かってもらう場合の保育料はどうなるのでしょうか。

A 保育園の場合ですね。受入れはさせてもらっていますが、保育料の金額自体は基本的には所得から算出しておりますので、今(資料を)持っていないですが、基本的には所得、旦那さんの方が所得がたくさんあれば、そうであっても決まった額ではないかなと思います。その辺について詳しいことは調べさせていただいて次回報告させていただきます。

審議の結果、本議案は承認されました。

3 平成25年度中学校スポーツ部活動外部指導者の委嘱について

(学校教育課長)

よろしく申し上げます。平成17年4月1日教育委員会告示第11号磐田市中学校スポーツ部活動外部指導者派遣事業実施要綱第3条の規定に基づきまして、11ページに記載されている1番から26番までの部活動外部指導者の委嘱についてご審議のほどよろしくお願ひいたします。

昨年度は24名、本年度は26名ということになっております。

<質疑・意見>

Q 個々の方については何も問題はないと思いますが、外部指導者の在り方、今後の部活(運動部)の在り方、監督・顧問をやっている職員の処遇、手当を含めてですが、それから、外部指導者と担当職員との関わり方などで何か気が付いた点とかがありましたら教えてください。それと外部指導者に手当とか報酬みたいなものがあるのかも併せて教えてください。

A まず、外部指導者の事業の目的でございますが、指導教員の不足と、それを補っていくということで実施要綱等を設置させていただきました。派遣回数というものが決まっております1校につき90回、3つの部活動を限度とするということで、この11ページの指導者一覧を見ていただくと分かると思いますが、磐田第一中においては3名、卓球・バスケット・バレーボール女子となっています。その種目の指導教諭が不足しているということで、外部指導者のお力を借りて充実に努めていきたいということになります。指導時間については1回2時間以内ということで、対外試合の随行も対象とするという形になっています。あと、指導日及び時間帯については学校長が定めるということになります。手当については1回2,000円と要綱に定められています。以上でございます。

Q 今に関連することですが、立場はどういう立場になりますか。

A これについては教員とか非常勤講師とかそのような講師という身分ではなく、あくまで外部の

部活動を補助する指導者という位置づけになります。基本的にはその外部指導者一人でその部活動を指導していくというのではなくて、正規の顧問職員もいながらその人の専門性を持った力を借りて、その部活動の充実に向けていくということになります。

Q 今後、このように外部指導者が増える傾向になっていくのかどうか。当然部活動を継続するためには必要なことではありますが、そこまでして本当にできるのか。外部指導者と顧問の先生との関係が上手くいくときはいいですが、上手くいかないときに外部指導者が子どもたちへの指導に立ち入れなくなる場合もあると思いますし、先ほど言ったように職員の方が部活を担当することによって非常に過大な労働を強いられてしまうことがあるのではないだろうかと思うのですがいかがですか。

A 今、江間委員ご指摘のとおり、やはり部活動を指導する場合には外部指導者と顧問との人間関係づくりがポイントになりますので、スポーツ部活動外部指導者研修会を持っています。その折に私どもの方からお伝えするとともに学校長の方にもその旨を伝えて、とにかく人間関係・役割分担そういうものをしっかり話し合いをして進めていきたいということをお伝えしていきたいと思います。

Q 関連してですが、スポーツだけでなくプラスバンドの指導者とか文化部にはこういう形ではないのですか。

A 要綱の中にはスポーツという事のみですので、今後検討の事項になると思います。

基本的にはプラスバンド等におきましては、どの学校にも音楽主任、中学ですので音楽専科の教員がおりますので専科の教員に頑張ってもらいたいということと、やはり部活動の充実という点で考えると、今委員長ご指摘のように外部の力を借りるということが大事になると思います。ただ、学校独自では外部の専門家を招いて、大会前に来ていただきタクトを振るってもらおうとかそういう工夫は各学校でされているようです。

Q 中学校の部活動については、いい・悪いは別として外部的な社会体育のクラブチームがあり、そこでやってもいいとは思いますが、そうするとどんどん中学の部活動が衰退していってしまうのではということで、やはりこの制度は本当にうまくやっていただきたいという気持ちがあります。教育的な観点からモノをいう人ばかりではないという事もあるし、こういう研修会は大変重要なことで是非お願いしたいと思います。また、今音楽の話が出ましたけれども、音楽の先生でもやはり自分の音楽的な感性・考え方は個人個人違うと思います。外部の人と一緒にやるとなると相当なコンセンサスを得ないとやっていけないだろうし、かといって一人でやるとなると休みもなくやらないといけなくなるし、その辺の兼ね合いを上手く進めていただければ子どもたちももっとレベルの高いものを教えてもらえることが出来ると思いますので、また見守りたいと思います。

審議の結果、本議案は承認されました。

4 学校(園)医の解職又は委嘱について

(学校教育課長)

学校(園)医を別紙のとおり解職又は委嘱するものとするということで13ページのとおりです。学校医の鈴木昌文様が一身上のご都合で辞退をされたということでその連絡を受けまして磐周医

師会の方に推薦をお願いしました。そうしたところ大須賀育朗医師が豊岡南小、豊岡南幼稚園の学校医をやっていただけというお返事をいただきましたので委嘱をお願いしたいと思いますのでご審議をお願いいたします。

あと豊岡中学校ですが3人の内科医を委嘱しておりましたが、鈴木昌文様が一身上のご都合で辞退したいということで25年4月1日より大須賀育朗様と石坂恭一様の2名ということで委嘱をお願いしたいということです。

<質疑・意見>

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

5 磐田市立学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について

(学校給食管理室長)

15ページをご覧くださいと思います。

磐田市立学校給食運営委員会でございますけれども、学校給食施設が行う学校給食の適正かつ円滑な運営を図るために設置するものと定められておりまして、具体的には学校給食費の予算・決算、栄養摂取基準、献立の年間計画、給食の実施数、給食費、給食納入業者の指定などの審議をさせていただいています。

この委員会でございますが、磐田市学校給食条例第8条に規定されておりまして、任期は平成25年6月1日から27年5月31日の2年間でございます。人数は15名以内となっております。今回は任期満了に伴いまして、新たに委員を委嘱又は任命をするものでございます。

なお、委員数につきましては、今回見直しを行いまして前回からは3名減の12名の構成とさせていただいております。15ページの表ですが1番が管理栄養士、2番・3番が学校医、学校薬剤師、4番から7番がPTAの代表の方、8番が保健所職員、9番から11番が園長・学校長、12番は市議会議員ということで条例に規定されている委員でございます。見直した点でございますけれども、PTA代表が幼稚園1名、学校5名の計6名から幼稚園1名、学校3名の計4人になりました。それから、市議会議員につきましても2名から1名ということで1名減、その3名減の12人ということになっております。

なお、委員の選定にあたりましては、各団体や組織に推薦をいただいております。備考欄にはすべて新規となっておりますけれども3番の倉橋先生、8番の深沢課長、12番の鈴木喜文議員に関しては再任の委員ということになっております。会議は年3回程度開催する予定です。以上です。よろしく申し上げます。

<質疑・意見>

Q 新規と記載されているのは再任、替えるということですか。

A 全部選び直していますので、全部新規ですけれども、実際は再任されています。

審議の結果、本議案は承認されました。

6 磐田市立図書館協議会委員の委嘱について

(中央図書館長)

議案第 39 号磐田市立図書館協議会委員の委嘱についてよろしく申し上げます。

案については 17 ページの本日の差替え資料の方で申し上げます。この磐田市立図書館協議会委員は磐田市立図書館条例第 8 条の規定によりまして委嘱するものです。今回は任期満了に伴い委員の委嘱をするもので任期は 2 年間です。10 名の委員候補につきましては、学校教育関係者 3 名、社会教育関係者 1 名、家庭教育活動関係者 2 名、学識経験者 2 名、公募による選出 2 名ということになっています。

10 名中 4 名が再任、6 名が新任となります。以上、よろしく申し上げます。

< 質疑・意見 >

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

7 平成 25 年度磐田市一般会計補正予算(教育費関係)の要求について

(学校教育課長)

6 月議会教育関係補正予算資料ということで 20 ページをご覧くださいと思います。

先ほど教育長のあいさつの中での内容でもありましたが、まず地域とともにある学校づくりの推進事業委託金ということで、この内容はコミュニティ・スクールということでの研究・推進の委託事業でございます。補正予算額 100 万円ということで磐田第一中、磐田西小、豊岡中、豊岡南小の 4 校を指定して研究を推進するという事業でございます。

それから、その次ですが、確かな学力の育成に係る実践的調査研究委託金ということで 333,000 円、これにつきましては学力向上のための研究を 1 年間かけて研究を行うということで長野小学校、そちらの方に指定をかけたまま研究を推進すると。これについては、県の教育委員会と協力をしまして学力の調査・分析、そしてそれに基づいた指導方法の研究ということになります。

その次に教育課程研究指定校事業、これにつきましては 176,000 円ということでございますが、豊田南小学校で児童の体力等の調査・研究を進めるということ。体育授業を中心に子どもたちの体力を行っていくということ。ということで、国・県から歳入、1,509,000 円ということになり、歳出においても 1,509,000 円、今説明をさせていただいた 3 つの事業を推進していくということになります。以上でございます。

< 質疑・意見 >

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

8 磐田市文化財保護審議会委員の委嘱について

(文化財課長)

文化財保護審議会委員は、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に対して建議するものです。委員 10 人以内で組織し、任期は平成 25 年 6 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの 2 年となり、年 2 回の開催を予定しています。

新規に袋井市周南中学校教諭加藤理文の委嘱を予定しております。専門は、中世史特に城館に精

通されております。ほかの9人は継続と考えております。よろしく申し上げます。

<質疑・意見>

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

9 磐田市旧見付学校協議会委員の委嘱について

(文化財課長)

旧見付学校は、郷土に関係ある歴史、教育等に関する資料を市民の利用に供し、学術及び地方文化の発展に寄与するために設置されました。これらの目的が、効果的にかつ円滑に運営できるよう、意見をいただく場として協議会を設置しています。

委員は8人以内で組織し、任期は平成25年6月1日から平成27年5月31日までの2カ年となり、年2回の開催を予定しています。

委員は、市議会の議員を除き、全員継続と考えております。よろしく申し上げます。

<質疑・意見>

なし

審議の結果、本議案は承認されました。

各課から報告したもの(報告事項)

1 こども課

・磐田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

(こども課長)

それでは、磐田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についてご報告申し上げます。先ほどお配りした資料の裏面をご覧くださいと思いますが、磐田市では国の制度にのっとりまして、私立の幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園保育料との格差是正を目的に一部国の補助を受け、保護者の保育料を補助する制度を行っております。先ほどの公立幼稚園の減免と同じことですね、国の方の基準が変わったということによりまして、今回改正を行いました。具体的には補助単価の引き上げということでございますが、表をご覧くださいとカッコしてプラス2,000円とかプラス3,000円とか書いてございますが、これが平成24年度から平成25年度にかけましてプラス増額になった部分の金額でございます。区分につきましては、別表1が小学校1年から3年までの兄・姉がいる場合と別表2が1人就園の場合、それから二人以上就園している場合と表がふたつに分かれておりまして、それぞれ2,000円から3,000円の増額となっているということでございます。それから、先ほどと同じようにですね階層区分のところでは上から3番目市民税所得割課税額が第1基準額以下の世帯、それから第1基準額を超え第2基準額以下の世帯、第2基準額を超える世帯というような形ですね、先ほどと同じように扶養する子どもの数によって補助の割合を変えるというように改正させていただいております。なお、16歳未満の子どもが二人の場合については階層区分は平成24年度と変わらないという形になっております。以上でございます。よろしく願いいたします。

参考に 24 年度の補助金奨励費の支出でございますが、367 人、34,850,600 円の支出ということになってございます。

これも 1 / 3 が国という事で 2 / 3 が市の持ち出しということになります。

< 質疑・意見 >

Q 磐田市内で私立幼稚園に通っている園児が 367 名ということですか。

A 所得制限がございますので、対象となる子が 367 人いたということになります。うる覚えになりますが、全部で児童が 500 人くらい通っていたかと記憶をしていますが、正確な数字は次回報告させていただきます。

Q 私立幼稚園はいくつありますか。

A 龍の子幼稚園、富士見幼稚園、マリア幼稚園の 3 園が市内にあります。約 500 人の内 367 人、74.3%の対象者ということになります。

Q ちょっとズレるかもしれないですが、国の方で保育児の待機児童 0 を目指すという(横浜方式)取り組みがあると思いますが、そうすると幼稚園のこういうことに影響が出てくる可能性があるわけですよね。

あれは私立の認可保育園に対してかなり補助をしますよということだったので、手を挙げた民間業者が増えたということですよ。

A 磐田市で 7 月 1 日現在の待機児童数が県の方の報告では 42 人ということで報告はさせていただいています。実際は 90 数人いるんですけども、県の基準でいうと 42 人です。ただ、年度末になるとそれが 200 人近くなる。4 月になって交替してガクッと減って、また 1 年かけて段々増えていくという形になっております。

大々的に横浜のですね、待機児童が解消したということで昨日記者会見をして、ニュース等々で言っておりますので、まあ中身はどうなのか。というのがありますけれどもやはり民間の企業の参入を表明したとかですね、そういったこともうたいまして、都会ならではというのがありますし、ただやりかたとして磐田市でも参考になる面というのも当然でございますし、今後ですね待機児童ゼロプロジェクトということで磐田市の方もですね、1 年・2 年かけてゼロ対策を練っていきますので、2 年後には是非ゼロにしたいなと思っております。

Q 今日、朝のニュースでやっていました。一部どういう保育所とか出ておりましたが、都会ならではかもしれないですけども、ビルの 1 室であったりとか、例えば鉄道の高架下の遊んでいる土地に何か建物を建ててそこで子どもを預かっていたりとか、果たしてそこが子どもにとってよい環境なのかどうか、何でも空いてところに民間業者が参入して子どもを預かればいいのか、というところも少し疑問に思ったというところがこのニュースを見ての感想です。

A 市としても保育の質というものをやはり落としてまでやるのがいいのか、どうなのかというのがありますので、そのへんは十分ですね、磐田市ならでは、磐田市は保育の質を保ったままですね、待機児童ゼロを目指すということで計画の方は練っていきたいと思っております。また、経過報告等させていただきたいと思っております。

Q この 42 名の待機状況というのは、ある 1 箇所に 42 名がいるのではなくて各地域それぞれ何名がいるのですか。

A 各園に要望があって入れなかったという数字です。各園 1 名から 2 名になります。

Q それはやはりある程度法律で定められた枠の中ではどうしても溢れるということですか。

A そうですね。やはり集中は若干、竜洋地区の保育園はですね、公立保育園は3園あるんですけど施設が古いということと、地域的な問題があるかと思いますが若干定員が割れている、ただ私立の保育園は施設も新しいですし、経営ということもあって立地もよろしいですから、人気も高い。そこでないと行けない、嫌だというお子さんもおられますので、そういった方がどうしても入れないと待機児童とカウントされてしまう。ということで、場所があって、働く近くにあるとか、こっちの人が竜洋に空いててもですね、そこまで連れてってとは出来ないものですから、そういうアンバランスがあって、あと年齢的にですね、どうしても幼稚園に入る前の1歳・2歳というところが多いだとか、0歳については4月はいないんだけど、当然育休明け、産休明け0歳が夏ごろからドンドンどんどん増えていく。そんなこともありまして、中々数字合わせだけではゼロにならないというのが正直なところですよ。

2 教育総務課

・学校開放施設管理者の委嘱について

(教育総務課長)

磐田市立小・中学校施設開放実施要綱第4条の規定に基づき、学校開放施設の管理者を委嘱しましたので、報告するものです。

学校施設の開放は、小中学校施設のうち、各校長が指定した音楽室・理科室・家庭科室等の施設を、学校教育に支障のない範囲内で開放しているものですが、開放施設は学校により違い、25年度は、最大で11室(南部中)、最少で4室(向笠小・富士見小・豊浜小・竜洋北小・豊田北部小・豊岡南小)となっています。

この開放施設の管理や利用に伴う危険防止等のため、学校ごとに学校開放施設管理者を置くもので、開放施設の利用申請受付や管理、利用後の点検等を行います。平成25年度の開放施設管理者は、小学校では23校で49名、中学校では10校で36名です。

なお、開放施設の利用対象者は、市内に居住、又は市内の学校に通学している児童・生徒を中心に、原則3人以上で構成された団体です。以上です。

<質疑・意見>

Q これはある面で神聖な教育施設を使うという訳ですけども、この場合の運用とか管理規定とか基準、ある程度そういったものでルール化されているですよ。

A 学校開放施設実施要綱の中で利用許可の制限であるとか、利用の遵守事項であるとか規定してありますので、それにのっとって対応しているということです。

・要保護及び準要保護児童生徒の認定について

この援助制度は、学校教育法第19条の規定の趣旨にそった制度で、経済的な理由で就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を市が行うことになっています。

平成25年5月1日現在の認定人数を報告します。小学校・中学校の合計で、生活保護世帯である要保護が37人、生活保護世帯ではないが、それに準ずるものとして認めた準要保護が579人、合わせて616人となっています。

24年度末の認定人数との比較では、要保護が4人減、準要保護が51人の減となっています。

援助の内容は、学用品、通学、学校給食費等の費用を支援するものです。

就学援助者の割合ですが、5月1日現在の人数で、小学校では3.9%、中学校では5.8%、全体では4.5%となっています。

なお、このうち東日本大震災被災児童生徒についてですが、24年度と同じく小学校2人、中学校2人の4人です。以上です。

・学校統合の状況について

4月26日の定例教育委員会における報告以降の状況を報告します。

再度の説明会要望があった2地区のうち残っていた家田地区の説明会を4月30日に実施しました。

連休明けの5月10日(金)に、豊岡東地区協議会正副会長、豊岡東小学校PTA代表者(正副会長、校長)、豊岡東幼稚園PTA代表者(正副会長、園長)との意見交換を行いました。この意見交換には、教育総務課とこども課から出席しました。

この会議は、協議会から呼びかけられたもので、小学校・幼稚園の保護者側からそれぞれ意見が出され、それに対して協議会正副会長から意見が出されるというような会議でした。

今後もこのような機会をもつことが確認されました。

先週、5月15日(水)には、豊岡東地区協議会正副会長と教育委員会、健康福祉部の会議を行いました。

この二つの会議録は、先週末に、委員さんへ送付させていただきました。

5月15日の会議において、小木会長から「いきなり協議会理事会ではなく、5月10日と同じメンバーで意見交換の場を再度設けたい。」として、5月28日(火)に、5月10日と同じ構成で打合せを行うこととなりました。

なお、5月15日の打合せの後、東地区協議会長から豊岡東小学校PTA会長に対し、「保護者の意見集約を行うように。」という話がされています。豊岡東小PTA会長は保護者の意見を取りまとめるためアンケートを行い、意見集約に向けた対応をとると聞いています。

したがって、豊岡東地区協議会理事会は、5月29日以降となりますので、教育委員会議における協議もずれ込むことになります。

なお、豊岡北小学校へは、23日(木)に経過及び状況報告にうかがう予定です。

・月例報告

1 実施済事業「7 豊岡東地区協議会、豊岡東小・幼PTA代表者との会議

ただいま学校統合の状況において報告したとおりです。

2 実施予定事業「7 放課後児童クラブ指導員研修会」

毎年、市内に30ある放課後児童クラブの指導員(平成25年度は88人)を対象に、各種テーマを設定して研修会を実施しています。

25年度は、特に「発達障がいを持った子どもに対する対応」について研修を行います。

発達障がいを持ったお子さんは増加傾向にあり、放課後児童クラブに通う児童においても同様の傾向があります。

このため指導員からその対応について強い研修要望があり、静岡大学教育学部の田宮縁(ユカリ)准教授を講師に、全指導員が参加して5月31日に実施します。

・情報提供

お手元に気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案というものをお配りしましたが、まだ決まっている訳ではありませんので今後こういう対応が必要になってくるであろう、と

いう情報提供です。今現在大雨という部分については大雨警報、大雨注意報の2種類ですが、今度大雨特別警報というものができてきます。という形で要は重大な災害が起こる恐れがあるときにはこういう特別警報を出してより体制強化をはかっていくということで3月8日に閣議決定がされ、いま法案が出されていますのでまだ最終決定まで決まっておりませんが、もしこうなった場合には学校・幼稚園・保育園等の対応の部分で若干検討する必要があるのかなと想定をしておりますので、国の方でこういう動きがあるということをお知らせさせていただきます。以上です。

< 質疑・意見 >

Q いつ頃に法案がおろすのかわかりますか。

A 今、通常国会に出ていますので、通常法案が通った後すぐに5ページ目をめくっていただきますと特別警報の発表基準の策定においては市町村の皆様の意見を伺います、ということで都道府県を通じて市町へ発表基準の調査とかがきて、それを受けて決めていくということですので法案が通ったら直ちにということではないと思います。

3 学校給食管理室

(学校給食管理室長)

33 ページになります。今回も重点事項の方で報告させていただきます。豊田学校給食センターの給食調理業務の委託の再選定の年になっています。再選定の準備作業をしておりますして実施済事業のところにございますように5月10日に業者に対する説明会を行いました。今回3,000食以上の経験があるという条件をつけさせていただきました。4社説明会に出席しております。今月中に取りまとめまして1次審査、2次審査を行います。

予定事業になるわけですが、文章が過去形で書いてありますけれども、これからやることですので、読み替えていただきたいと思います。6月10日と13日に1次審査を行いまして、この中で優秀な3社を選びたいと考えています。4社のうち3社ですので1社落とすという形になりますけれども、例年3社で2次審査をやっていますので、同じように考えていきたいと思っております。

書いてありませんが7月になりまして2次審査を行いまして業者を決定し、9月(2学期)から新しい業者で委託をしていくというスケジュールを考えているところをございます。

来月以降もう少し詳しい説明ができるかなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

< 質疑・意見 >

なし

4 学校教育課

(学校教育課長)

月例報告及び重点事項ですが、お読みいただければ結構だと思いますが、1点だけお話をさせていただきます。予定事業の6番、第1回コンピュータ教育研究委員会というものがあります。そこでは中学校の方に電子黒板が1台づつ今後入る予定であるということで、福田中学校でその黒板を使つての研究事業を公開していくというふうなことを考えています。それから、小学校では導入されましたので外国語活動、理科等の授業を中心に積極的に活用されているという報告があがっています。ただ、各校1台ですので、大規模な学校において今後どういうふうにしていくの

かということについて、研究委員会等から提言を出していただくというようなことを考えています。以上でございます。

< 質疑・意見 >

Q 各小学校からもっと欲しいという声が上がっているのですか。教育委員会が訪問したときに何も声は聞きませんが、もし、現場で要らなければ整備する必要は無いと思いますので実際どういう状況なのでしょう。

A 現場からは欲しいという声はあると担当者から聞いています。ただ教育委員会訪問の時にはなかなかそういう要望は言いにくいと思います。

Q あまり使わないということですよ。奪い合って授業をやりたいというなら2台も3台も入れましょうという事になりますが、別に電子黒板を使ってやらなくてもというのなら、今ある物を持ち運んで使ってもらうしかありませんよね。機器を入れても使わないでどこかに眠っているというのは困ります。本当に必要な場合は審査するとかを考えるといいと思います。

A 分かりました。そこを含めて現場の状況というのを担当の方でしっかり聞いていきたいと思えます。

Q 予算要求とは別に考えてください。

A どう考えてもですね。豊岡東小1台、磐田北小に1台。こう考えた時に担当の考えでは校舎の作りだとか学級数等勘案すると大きな学校には5年生の学年で1台、6年生の学年で1台、あと小規模並びに中規模の下ところでは学校1台というくらいで、あと8台は揃えていけば、ある程度格差が埋まるのではという意見が出ています。そうすれば学校の格差がなく、階段での持ち運びとか、磐田北小とか東部小とか福田小等においてね、そういうことは無くなるのではないかと。それと、外国語活動を同時にやった時に、5年・6年をどうしても3学級以上の場合、同時にやらざるを得ない時間割で、そうした場合ひとつ学級では黒板を使い、ひとつの学級では電子黒板を使わないとの格差が生まれるので、そう考えると格差を無くすという視点で、やっぱり大きな学校と3学級以上の学級を算出すると8台揃えていただければ、とりあえず格差はなくなるのではないかと現在考えています。

Q 値段についてはどうですか。

A 今、ちょっと。リースです。

Q 設定の手間がかかるのではないですか。機械自体が。

A だいぶ慣れてはきています。

Q 生徒が移動した方が簡単なような気がしますね。

A そういう学校もあります。イングリッシュルームと銘打って、そこに設置して、子どもが移動して、とは言いましても3学級、4学級いるところや時間割やALTの兼ね合いでどうしても困難な場合があります。

Q 自分の学校で購入しているところはありますか。

A あります。

そういう学校には使用率が高いからできればもう1台入れてあげてもいいと思いますね。

Q どういう教科が電子黒板を使う実績がありますか。

A やはり外国語活動です。それと理科はデジタル教科書を入れていきますので。

Q それを有効な教材として使うための文科省あるいは県からの教材ソフトというかある程度そういう提供はあるのかお聞きしたいのですが。

A それがデジタル教科書といって購入しております。理科の。

Q それはもう検定を受けた教材というのは理科の実験にしても小さな学校だと全てを自分の学校で取り揃えるというのは非常に経費がかかってしまいます。化学反応・物理・実験が映像で見えるとか、そういうのは非常に大きなものがあると思いますので理科とか英語とか音楽もそうでしょう、生きた動きのあるものについては非常に有効になるのではないかと思います。

A いろいろなご意見をいただいておりますので、委員会で検討をしながら現場サイドの必要感、そういうものを把握して次年度に繋げていきたいと思っております。ただ、ほしいと言っている訳ではないので。税金を使わせていただいているので。

Q リースで対応しているのですか。

A そのとおりです。

5 中央図書館

・平成24年度磐田市立図書館事業報告について

(中央図書館長)

・月例報告

中央図書館からご報告をさせていただきます。月例報告事項実施済の主要事業は35ページ、重要事項の方は36ページに記載のとおりとなっております。

つづいて、昨年度の磐田市立図書館の事業報告につきまして本日配布をさせていただきましたダイジェスト版の報告を基に簡単に説明させていただきます。

平成24年度の開館状況につきましては5館の総開館日数が1,443日と前年度と比べると18日増となっております。これは資料点検期間を短期間で実施できるところは実施をしたということが主な要因となっております。次に入館者の総数でございますが、643,024人と前年度と比べて4.9%の減となっております。これは中央図書館と福田図書館の工事の影響によるものです。2番の利用状況、有効登録累計は72,505人で前年度と比べて3,763人、5.5%の増となっております。市の人口に対して約4割の方が図書館カードを登録していただいているという状況となります。利用者数ですけれども前年度と比べ5,528人、1.6%の増、総貸出件数は1,405,024点で前年度と比べて64,001点、4.4%の減となっております。これは工事の影響によりまして入館者数は減った訳ですけれども本を借りる目的の利用者の方は年間を通じて増えております。ただし、貸出点数は年間合計で減となっております。これは本棚で選べない状況の工事期間もあったこと、あるいは一人一冊借りる目的の利用をしていただいた学校等への貸出しもありまして、一人平均で借りる冊数が少なかったというふうに考えております。平成23年度に「住民生活に光をそそぐ交付金」によりまして資料費を増やすことが出来、本の整備ができたことにより、平成24年度の利用者増につながったと考えております。とくに中央図書館の場合は入館者に占める実際に本を借りる利用者の割合は年々増加傾向にあります。

2ページをめくっていただきますと総貸出点数の中の資料別の割合ですけれども、一般書が700,258点で約49.8%、児童図書が539,814点で38.4%という割合になっております。5番目の項目の館内サービスとありますけれども所蔵の予約リクエストが127,051件で前年度より7,240

件、6.0%の増、レファレンスの調査・相談事業ですが6,247件で前年度より749件、13.6%の増となっております。

次に3ページの情報提供のところでございますが、こちらホームページのアクセス数が143,841件と前年度より増加しております。

その他の事業としましては記載のとおりとなっております。

以上、平成24年度の図書館運営につきましては各サービスの拡大に努め円滑な運営が出来たというふうに総括しております。以上です。

<質疑・意見>

なし

6 文化財課

(文化財課長)

特段、報告事項はありませんが、磐田時代絵巻が2つのイベントで催されます。

一つは、5月18日に開催されました、「いわた大祭り 遠州大名行列・舞車」です。13回目を数えますが、毎回ストーリーを変えて、趣向を凝らした内容で、観客を楽しませてくれます。中学生も参加し、藩侯の参勤交代が再現されました。

もう一つは、6月8日に予定されております、「国分寺まつり in 遠江」で、国司が国分寺を参拝するシーンが演じられます。

磐田市の歴史を象徴する、奈良時代と江戸時代の時代絵巻が催されることとなります。「国分寺まつり」では、課のブースを設けて、出土品の展示やパンフレットの配布、庁舎6階から国分寺跡を見る「展望ツアー」を企画しております。

それから、今日お配りした資料の中で6月23日に福田地区で行いますウォークのチラシをお配りさせていただきました。よろしく願いいたします。以上です。

<質疑・意見>

Q 国分寺まつりは何時から開催されますか。

A ポスターはあるのですが、パンフレットがないということで。

Q ネットに載ってますね。

A 教育委員会には出てないですね。担当は商工観光課になるので。

Q じゃあ、市の方に出てくるんですね。

A 出てくるかとおもいます。